令和8年度 川崎医科大学附属高等学校 いじめ防止基本方針

いじめに関する現状と課題

本校において，いじめにつながる可能性のあるトラブルは，どの学年にも潜在的に存在している。トラブルは，GW前後や夏休み前後，または考査の前後に、寮生活を送る中で互いの生活習慣の違いを起因として起こりやすい。コミュニケーションが不得手な生徒がトラブルの当事者になったり，いじめの対象になったりすることが懸念される。また，SNSの利用やネット上でのトラブルも懸念される。本校では，生徒課を中心にいじめ問題への対応を行っているが，未然防止の取組を推進するためには，他の分掌組織とも連携して学校をあげた横断的な取組を行う必要がある。また，いじめの予防，早期発見，適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

＜いじめの定義＞「いじめ防止対策推進法」より

『いじめ』とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為に対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＊「児童等」とは，学校に在籍する児童又は生徒をいう。

＜基本的取組＞

・学校をあげた取組を推進するため，本校の『いじめ防止等対策委員会』には，生徒課長以外にも関係教職員や外部の有識者を加えて，それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決についての意見交換や取組を行う。また，学校生活・寮生活の実態を把握するため面談の機会を設けたり，日常的な声かけを行うことで生徒の変化を見逃さないようにする。

・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに，誰もが活躍できる機会を設けることで，自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

・いじめの早期発見のためにアンケート・担任面談を実施し，得られた情報の教職員間での共有を図る。

＜重点となる取組＞

・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め，いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。

・いじめを許さず，トラブルを自分たちで進んで解決しようとする生徒の意識の高揚を図るため，生徒会の活性化に努める。

・生徒のインターネット利用実態を踏まえ，全ての生徒に対して情報モラルに関する授業等を計画的に実施する。

保護者・地域との連携

＜連携の内容＞

・学校の基本方針を保護者に説明し，学校のいじめ問題への取組についての理解を得る。

・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等について，保護者対象に啓発のための資料を配布する。

・いじめ問題等の各種相談窓口の紹介や学校の教育相談体制についての説明を行う。

学校

いじめ防止等対策委員会

＜委員会の役割＞

・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成，実行

・検証・修正の中核，相談窓口，発生したいじめ事案への対応

＜委員会の内容の教職員への伝達＞

・職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。

＜構成メンバー・開催時期＞

・校外：スクールカウンセラー，川崎医科大学教員

・校内：校長，参与，教頭，生徒課長，保健厚生課長，人権教育担当，学年主任，養護教諭

・年2回定期開催及び問題発生時

教育相談・通報窓口

・担任

・スクールカウンセラー，養護教諭，教育相談係

全教職員

設置者との連携

＜連携機関名＞

・川崎学園

＜連携の内容＞

・学校における取組等について，必要に応じて報告，相談を行う。

＜学校側の窓口＞

・校長

関係機関等との連携

＜連携機関＞

・県総務部総務学事課，県教育委員会

＜連携の内容＞

・学校における取組等について，必要に応じて報告，相談を行う。

＜学校側の窓口＞

・教頭

＜連携機関＞

・倉敷警察署

＜連携の内容＞

・非行防止教室の実施，定期的な情報交換，連絡会議の開催

＜学校側の窓口＞

・生徒部長

学校が実施する取組

①いじめの防止	**（教員研修）** 教職員の指導力向上のための研修として，生徒指導・生徒支援についての研修を行う。 **（生徒研修）** 全校朝礼や各種研修，HR活動で，いじめについて考える機会を設けたり，人権意識や道徳意識を高め他人を認められるような意識づくり，仲間づくりを行う。 **（生徒会活動）** 生徒会主催の学校行事において，生徒自らが考え企画し，全員が参加・協力することで仲間づくりの意識を高めるための取組を進める。 **（居場所づくり）** 日頃の授業や行事等の特別活動の中で，誰もが活躍できる機会を設定することで，自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 **（情報モラル教育）** ネット上のいじめを防止するために，情報機器の利便性とともに，情報を発信する責任を自覚し，適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する研修を行う。
②早期発見	**（実態把握）** 生徒の実態把握のためのアンケートを実施し，スクールカウンセラーによる相談窓口を月2回程度設置したり，担任・寮舎監による面談を行ったりすることで生徒の生活の様子を十分把握し，いじめの早期発見を図る。 **（相談体制の確立）** 相談担当の教職員を中心に，全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく，きめ細かく声かけを行い，生徒がいつでもいじめを訴えたり，相談したりできるような体制を整える。 **（情報共有）** 生徒の気になる変化や行為があった場合，教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。 **（家庭への啓発）** パンフレットの配付などにより，いじめに関する啓発を行う。
③いじめへの対処	**（いじめの有無の確認）** 生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり，その可能性が明らかになったときは，速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。 **（いじめへの組織的対応の検討）** いじめへの組織的な対応を検討するため，いじめ防止等対策委員会を開催する。 **（いじめられた生徒への支援）** いじめがあったことが確認された場合には，いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に，当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 **（いじめた生徒への指導）** いじめた生徒に対しては，いじめは絶対に許されない行為であり，相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど，適切かつ毅然とした対処を行うとともに，当該生徒の周囲の環境や人間関係など，その背景を十分に把握し，保護者の協力を得ながら，健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。